

議案第41号

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和3年3月25日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者に係る国民健康保険税の減額または免除の対象期間を令和4年3月31日まで延長するため、この案を提出するものである。

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

米原市国民健康保険税条例（平成17年米原市条例第50号）の一部を次のように改正する。

付則第17項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市国民健康保険税条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>付 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減額または免除）</p> <p>17 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であつて、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減額または免除については、次の各号のいずれかに該当する者は、第26条第1項に規定する国民健康保険税の減額または免除の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2） 略</p>	<p>付 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減額または免除）</p> <p>17 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であつて、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減額または免除については、次の各号のいずれかに該当する者は、第26条第1項に規定する国民健康保険税の減額または免除の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2） 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減額または免除に対する国からの財政支援の適用期間が令和4年3月31日までとされたことに伴う改正